

弁護士日記

最高裁判所を訴える②  
(火災保険の巻)

美和 勇夫

パチンコ店を開業したのですが営業不振で閉店しました。

丁度火災保険が、支払い忘れて切れていたのでも七万円再契約した数日後の十一月五日午前五時頃にパチンコ店内裏の(無人の)寮になつていてる所から出火。

放水で水びたしとなり一億五〇〇〇万円の損害が発生したのです。

警察の捜査では、無人

のはずの寮だから放火とはわかるが、犯人が全く挙がらず捜査は打ち切られました。

保険会社は

「金に困ったパチンコ店業者が、火災保険金めあてに放火した疑いくさいので保険金は支払いませ

ん」と言い、業者は「ホームレスがしのびこんでいたらずで火をつけたのだらう。自分は被害者だ」

と主張し、裁判となりました。

一審地裁は「払うべし」、二審高裁は「払わなくともよい」という結果になりました。

契約書(約款)には、

「悪意(放火、重大過失の火災の場合保険金は払わない」

という記載があるのですが、大問題は、どちらにどういう「立証責任」があるかということだ。

「おまえに貸した一〇万円返してくれ」という裁判をおこしても、借りた方が「借りたおぼえなどサラサラない」と争う

と、貸した方が「証文」などを出して、たしかに

貸したことを証明できないと「口約束、水かけ論」

だけでは、貸した証明がないとして、裁判に敗けます。

それでは、火災の場合はどうなのか?

第一審は、「業者の放火であるから払わない」というのであれば、どうみても業者の放火くさいという証明をしない限り払うべきだ」とし、

第二審は「業者が、放火などしていない、きわめて潔癖の身であることをみずから証明できない限り払わなくてもよい」としました。

これは、「自動車盗難保険」でも同じようなも

のです。車が盗難にあつても、第二審(高裁)の理屈でいくと、日頃全くまじめな者はよいが、少々横柄、評判のよくない人、あやしい人物、前科のある者などは、本

当に自分の車を盗まれても、

「偽装盗難ではありません。たしかに誰かに盗まれたのだ」ということを証明しなくてはなりません。「証明責任」はむづかしいのです。

保健所に野良ネコをつかまえて持つていつても「野良ネコであることを証明して下さい」

と言われたらどうやって証明しますか?

(筆者は多治見市上野町在住)

もしかして飼いいネコであるかもしれない。

「私は不倫などしていません」と言つて、それでは、そんな証明ができますか?

満員電車の中で「この人にさわられた」と言つて騒がれた。「私はチカンをしていません。私がさわつたのではありません」ということをどうやって証明しますか?

存在しないことの証明はむづかしいのです。天神神明に誓つてもダメです。こういうのを「悪魔の証明」といいます。

(つづく)